処 分 基 準

		21年 12月 2日作成
法令	名:銃砲刀剣類所持等取締法	
根 拠 条	項:第11条の3第2項	
処 分 の 概	要:年少射撃資格の認定の取消し	
原権者(委任分	先):神奈川県公安委員会	
法 令 の 定 銃砲刀剣類所 項	め: 所持等取締法第9条の13(年少射撃資格の認定)、	、同第11条の3第2
	準: 各者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の べき点等が認められる場合に、認定を取り消すもの	
問い合わせ		当業第二係 4. 2. 2. 2. 1
	045-211-1212 内線302	4、3034
備	考:	